

第35回

定時株主総会招集ご通知

開催日時 2026年6月25日（木曜日）
午前10時

開催場所 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
鉄鋼ビルディング22階会議室

議決権行使期限

2026年6月24日（水曜日）午後5時30分まで

目次

第35回定時株主総会 招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件	
第5号議案 資本準備金の額の減少の件	
第35期事業報告	27
連結計算書類	56
計算書類	73
監査報告書	80



株式会社日本M&Aセンターホールディングス

証券コード：2127

(証券コード 2127)

2026年6月9日

(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

株式会社日本M&Aセンターホールディングス

代表取締役社長 三 宅 卓

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第35回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.nihon-ma.co.jp/groups/ir/>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、
「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

株主の皆様におかれましては、書面・インターネット等による事前の議決権行使も可能です。
ご活用いただきますようお願い申し上げます。

なお、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電
子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2026年6月24日(水曜
日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

【郵送(書面)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着
するようご返送ください。議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成
の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

後記「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」(3～4頁)をご確認の上、上
記の行使期限までに議決権をご行使ください。

株主総会会場にご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、ご来場の株主
様へのお土産の配布をいたしておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2026年6月25日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
鉄鋼ビルディング22階 会議室
(株主総会会場を変更しております。ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願いいたします。)

3. 株主総会の目的事項

- 【報告事項】**
1. 第35期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第35期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

【決議事項】

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件
- 第5号議案 資本準備金の額の減少の件

以 上

-
- ◎ 株主総会ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結株主資本変動計算書
 - ・連結注記表
 - ・株主資本変動計算書
 - ・個別注記表
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。当日ご来場いただく場合でも、事前に掲載している各ウェブサイトを必ずご確認くださいませよう、お願いいたします。
 - ◎ インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

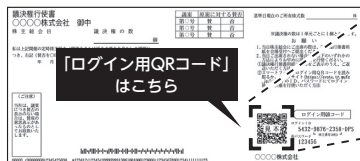
2026年6月24日（水曜日）
午後5時30分まで



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1 QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

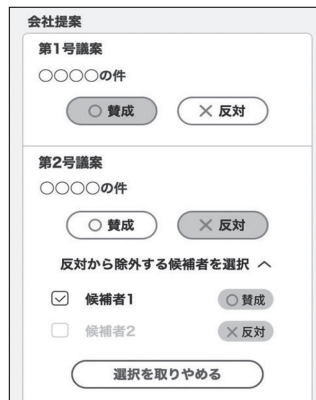
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2 議決権行使方法を選ぶ



議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って行使完了です。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

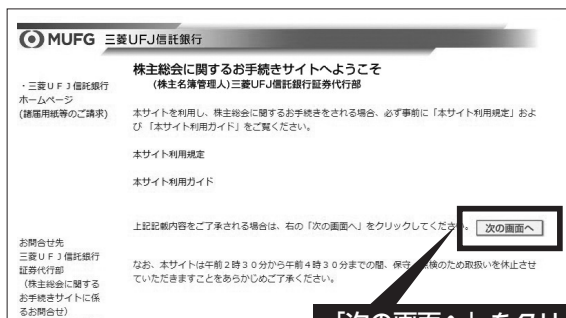
機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。



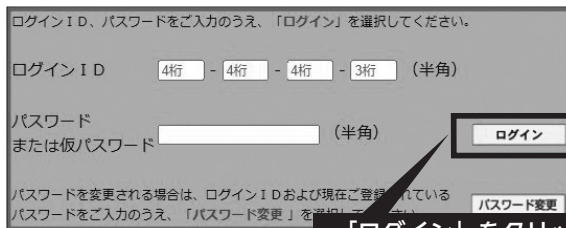
ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



！ ご注意ください

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

招集ご通知の書面をご希望する場合のお申込みについて

本定時株主総会の招集ご通知の印刷書面*をご希望の場合、招集通知送付受付ウェブサイトより以下のログインID、パスワードをご入力の上、お申込みください。

*書面交付請求をされた株主様にお送りしている内容と同様になります。



招集通知送付受付ウェブサイト <https://d.srdb.jp/2127/2606/>

受付期間 2026年6月18日（木）23時59分まで

お申込み方法

- ①上記ウェブサイトアクセスし、ログインID・パスワードを入力してログイン
- ②ログイン後、ご希望の送付先住所、氏名、メールアドレスを入力し、確認ボタンをクリック
- ③②で登録した内容をご入力いただいたメールアドレスに届きますので、確定用のURLをクリック
※メールで届く確定用のURLをクリックしないと登録完了になりませんので、必ずメールをご確認ください。
※登録内容に誤りがある場合には①からやり直してください。
- ④受付完了画面に目安となる納期が表示され、受付完了メールが届きます。
その後ご入力いただいた住所宛に書面が送付されます。

ログインID及びパスワードについて

●ログインID 議決権行使書用紙に記載されている
「株主番号」

●パスワード 議決権行使書用紙に記載されている
「郵便番号（ハイフンなし）」

※2026年3月末以降に住所変更のお届けをされている場合は、3月末時点の登録ご住所の郵便番号をご入力ください。

※一度お申込みいただいた場合、二回目以降の登録はできません。

ご登録の際は必ずメールが受信できる正しいメールアドレスをご入力ください。

※メールアドレスに誤りがあると登録確認のメールをお届けすることができません。

※迷惑メールフィルターなどで受信を制限されていると、登録内容確認用のメールを受信することができない場合があります。

「@srdb.jp」のドメインを受信可能な状態にしてください。

※ご提供いただきました情報は本件以外に使用することはございません。

次回の株主総会以降も書面のご送付を希望される場合は、別途、証券会社又は株主名簿管理人に「書面交付請求」のお手続きをお申し出ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、期末配当を以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主に対する長期的な利益還元を経営の最重要課題と認識しており、設立第2期より前第34期に至るまで安定した利益配当を継続して実施してまいりました。

今後とも、安定的な株主還元を主軸に、配当を継続的に実施いたしたく考えております。

また、2028年3月期までの期間は配当性向を約60%超の水準で継続させていただく方針です。

この配当方針に基づき、当期の期末配当を以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき15円、総額4,759,858,665円とさせていただきたく存じます。

(ご参考)

当社は、当期の中間配当金を14円とさせていただきましたので、当期の年間配当金は期末配当金15円を加えた年間29円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（10名）は任期満了となります。つきましては、取締役員数を3名減員（大槻昌彦氏、武田安央氏および錦戸景一氏）し、取締役7名の選任をお願いするものであります。なお、本議案については指名諮問委員会での審議を経て、取締役会にて取締役候補者を決定しております。

本議案が承認された場合の取締役の構成は、男性6名、女性1名（女性比率14.3%）となる予定です。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位、担当	取締役会への出席状況
1	三宅 卓	再任	代表取締役社長	17/17 回 (100%)
2	檜木 孝磨	再任	取締役副社長	16/17 回 (94%)
3	竹内 直樹	再任	専務取締役	17/17 回 (100%)
4	森 時彦	再任	社外 独立 取締役	17/17 回 (100%)
5	竹内 美奈子	再任	社外 独立 取締役	17/17 回 (100%)
6	清水 喬雄	再任	社外 独立 取締役	17/17 回 (100%)
7	小林 慎和	再任	社外 独立 取締役	12/12 回 (100%)

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

取締役候補者は、次のとおりであります。

(下線は現在の地位、担当及び兼職の状況)

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 株式の数
1	<p style="text-align: center;">み やけ すくろ 三 宅 卓 (1952年1月18日生) 〔再任〕</p>	<p>1977年4月 日本オリベッティ株式会社入社 1991年9月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)入社 1992年6月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)取締役 1993年6月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)常務取締役 1995年5月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)専務取締役 2000年10月 日本プライベートエクイティ株式会社代表 取締役副社長 2002年6月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)取締 役副社長営業本部長 2006年6月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)代表 取締役副社長営業本部長 2007年12月 株式会社矢野経済研究所取締役(現任) 2008年6月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)代表 取締役社長(現任) 2016年7月 株式会社事業承継ナビゲーター (現株式会社ネクストナビ)取締役(現任) 2018年1月 株式会社日本投資ファンド代表取締役社長 2018年1月 日本プライベートエクイティ株式会社顧問 2019年7月 株式会社ZUUM-A代表取締役(現任) 2020年6月 株式会社パトーンズ取締役 2021年4月 株式会社日本M&Aセンター分割準備会社 (現株式会社日本M&Aセンター) 代表取締役社長 2021年10月 一般社団法人M&A仲介協会(現一般社団法 人M&A支援機関協会)代表理事 2022年2月 株式会社日本投資ファンド取締役 2022年3月 一般社団法人M&A仲介協会(現一般社団法 人M&A支援機関協会)理事 2023年7月 NOBUNAGAサクセッション株式会社取締役(現任) 2024年4月 株式会社日本M&Aセンター代表取締役会長(現任) 九州M&Aアドバイザーズ株式会社取締役(現任) 2024年6月 日本プライベートエクイティ株式会社取締役(現任) 2025年4月 一般社団法人M&A研究会副理事長(現任) 2025年6月 一般社団法人M&A支援機関協会代表理事(現任) 2025年7月 株式会社おきぎんサクセスパートナーズ取締役(現任) 2026年2月 株式会社 AtoG Capital 取締役 2026年4月 株式会社 J-Capital 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社日本M&Aセンター代表取締役会長</p>	20,890,783株

<取締役候補者とした理由>

同氏は、取締役として長期に亘って当社の経営を主導し、当社の代表取締役としてこれまでの業績の成長を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に関する重要な役割を果たしてきました。今後ともコンプライアンスを遵守しつつも更なる成長を推進していくにあたり、同氏の経験と見識、そしてリーダーシップが必要不可欠であり、引き続き当社グループの経営に活かすことを期待し、取締役候補者としたしました。

<補足情報：在職状況一覧>

株式会社日本M&Aセンターホールディングス代表取締役社長※

株式会社日本M&Aセンター代表取締役会長※

株式会社J-Capital取締役

株式会社矢野経済研究所取締役

株式会社ネクストナビ取締役

日本プライベートエクイティ株式会社取締役

株式会社ZUUM-A代表取締役

NOBUNAGAサクセッション株式会社取締役

九州M&Aアドバイザーズ株式会社取締役

株式会社おきぎんサクセスパートナーズ取締役

一般社団法人M&A支援機関協会代表理事

国立大学法人神戸大学大学院経営学研究科客員教授

国立大学法人京都大学経営管理大学院特命教授

広島県公立大学法人県立広島大学経営系専門職大学院教育課程連携協議会委員

※2021年10月1日付の持株会社化に伴い、当社は「株式会社日本M&Aセンター」から「株式会社日本M&Aセンターホールディングス」に、「株式会社日本M&Aセンター分割準備会社」は「株式会社日本M&Aセンター」にそれぞれ商号を変更いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	<p style="text-align: center;"> <small>なら き たか まろ</small> 檜木 孝 磨 (1962年10月15日生) (再任) </p>	<p> 1985年4月 大王製紙株式会社入社 1993年1月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)入社 2000年6月 大和証券エスエムビーシー株式会社入社 2005年3月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)入社 2005年6月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)取締役管理本部長 2008年6月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)常務取締役管理本部長 2013年6月 日本プライベートエクイティ株式会社 <u>監査役(現任)</u> 2013年6月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)専務取締役管理本部長 2017年4月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)取締役副社長管理本部長 2019年10月 株式会社日本PMIコンサルティング <u>監査役(現任)</u> 2021年10月 株式会社日本M&Aセンター 取締役副社長管理本部長 2022年2月 当社専務取締役管理本部長 株式会社日本M&Aセンター 専務取締役管理本部長 2023年6月 当社専務取締役管理本部管掌 株式会社日本M&Aセンター 専務取締役管理本部管掌 2025年4月 当社専務取締役 株式会社日本M&Aセンター専務取締役 2025年6月 当社取締役副社長(現任) 2026年4月 株式会社日本M&Aセンター <u>専務取締役コーポレート本部長(現任)</u> (重要な兼職の状況) 株式会社日本M&Aセンター専務取締役コーポレート本部長 </p>	1,043,479株
<p> <取締役候補者とした理由> 同氏は、管理部門全般における豊富な実績・見識と、当社取締役としての経営経験を有し、現在も経営陣として重要な役割を果たしてきました。今後ともコンプライアンスを遵守しつつも更なる成長を推進していくにあたり、同氏の経験と見識を引き続き当社グループの経営に活かすことを期待し、取締役候補者いたしました。 </p> <p> <補足情報：在職状況一覧> 株式会社日本M&Aセンターホールディングス取締役副社長※ 株式会社日本M&Aセンター専務取締役※ 株式会社日本PMIコンサルティング監査役 日本プライベートエクイティ株式会社監査役 </p> <p> ※2021年10月1日付の持株会社化に伴い、当社は「株式会社日本M&Aセンター」から「株式会社日本M&Aセンターホールディングス」に、「株式会社日本M&Aセンター分割準備会社」は「株式会社日本M&Aセンター」にそれぞれ商号を変更いたしました。 </p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	<p style="text-align: center;"> <small>なげ</small> <small>うち</small> <small>なお</small> <small>き</small> 竹 内 直 樹 (1978年2月11日生) [再任] </p>	<p> 2000年4月 株式会社SFCG入社 2007年4月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)入社 2013年4月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)事業法人部長 2014年4月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)執行役員事業法人部長 2016年7月 株式会社事業承継ナビゲーター (現株式会社ネクストナビ)取締役 2017年4月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)上席執行役員ダイレクト事業部長 2018年1月 株式会社日本投資ファンド取締役 2018年4月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)上席執行役員戦略統括事業部長 2018年6月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)取締役戦略統括事業部長 2019年4月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)取締役営業副本部長 兼戦略推進統括事業部長 2019年7月 株式会社ZUUM-A監査役 2019年12月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)取締役営業副本部長 兼戦略推進統括事業部長 2020年6月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)常務取締役営業副本部長 兼戦略推進統括事業部長 2020年6月 株式会社ZUUM-A取締役 2021年6月 株式会社ZUUM-A監査役(現任) 2021年10月 株式会社日本M&Aセンター常務取締役営業副本部長 当社取締役 株式会社日本M&Aセンター取締役 2022年6月 株式会社日本PMIコンサルティング取締役(現任) 株式会社事業承継ナビゲーター (現株式会社ネクストナビ)取締役 2022年10月 当 社 取 締 役 戦 略 本 部 長 株式会社日本M&Aセンター取締役戦略副本部長 2024年4月 株式会社日本M&Aセンター代表取締役社長(現任) 2024年6月 当社常務取締役戦略副本部長 2025年4月 当社常務取締役 2025年6月 当社専務取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社日本M&Aセンター代表取締役社長 </p>	254,529株

<取締役候補者とした理由>

同氏は、企業の成長課題をM&Aで解決するという切り口（成長戦略型M&A）で顧客層を開拓した実績と豊富な経験を有しており、また、2024年4月からは当社グループの中核会社である株式会社日本M&Aセンターの代表取締役社長として、当社グループの戦略策定全般において重要な役割を果たしております。今後ともコンプライアンスを遵守しつつも更なる成長を推進していくにあたり、同氏の経験と見識を引き続き当社グループの経営に活かすことを期待し、取締役候補者といたしました。

<補足情報：在職状況一覧>

株式会社日本M&Aセンターホールディングス専務取締役※
株式会社日本M&Aセンター代表取締役社長※
株式会社日本PMIコンサルティング取締役
株式会社ZUUM-A監査役

※2021年10月1日付の持株会社化に伴い、当社は「株式会社日本M&Aセンター」から「株式会社日本M&Aセンターホールディングス」に、「株式会社日本M&Aセンター分割準備会社」は「株式会社日本M&Aセンター」にそれぞれ商号を変更いたしました。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	<p style="text-align: center;">もり とき ひこ 森 時 彦 (1952年7月17日生)</p> <p style="text-align: center;">〔再任〕 〔社外取締役候補者〕 〔独立役員候補者〕</p>	<p>1996年1月 日本GE株式会社取締役 1999年12月 GEプラスチック事業アジアパシフィックテクノロジーディレクター 2003年11月 テラデザイン株式会社代表取締役 2006年7月 株式会社チェンジ・マネジメント・コンサルティング代表取締役(現任) 2007年7月 株式会社リバーサイド・パートナーズ代表取締役 2015年3月 株式会社ワイ・インターナショナル代表取締役 2018年4月 株式会社CAC Holdings社外取締役 2018年6月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社チェンジ・マネジメント・コンサルティング代表取締役</p>	11,400株
<p><社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 同氏は、様々な分野での経営者としての経験に加え、投資アドバイザー会社の代表取締役を務めた経験もあり、豊富なM&A経験を有しております。これまでの企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般の質的向上及びファンド関連ビジネスについても助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者といいたしました。</p> <p>同氏には引き続き社外取締役として、上記の役割を果たしていただけることを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。</p> <p><補足情報：在職状況一覧> 株式会社日本M&Aセンターホールディングス社外取締役※ 株式会社チェンジ・マネジメント・コンサルティング代表取締役</p> <p>※2021年10月1日付の持株会社化に伴い、当社は「株式会社日本M&Aセンター」から「株式会社日本M&Aセンターホールディングス」に商号を変更いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	<p style="text-align: center;">たけうちみなこ 竹内美奈子 (1961年1月17日生)</p> <p style="text-align: center;">〔再任〕 〔社外取締役候補者〕 〔独立役員候補者〕</p>	<p>1983年4月 日本電気株式会社入社 2003年1月 スタントンチェイスインターナショナル株式会社入社 2007年8月 同社代表取締役副社長 2013年8月 株式会社TM Future 代表取締役(現任) 2015年9月 一般社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ理事 2019年6月 株式会社滋賀銀行社外取締役(現任) 2019年8月 一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟理事(現任) 2020年6月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)社外取締役(現任) 2020年6月 公益財団法人日本バスケットボール協会理事 2022年6月 三菱製鋼株式会社社外取締役(現任) 2023年6月 公益財団法人日本バドミントン協会理事(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社TM Future代表取締役 株式会社滋賀銀行社外取締役 三菱製鋼株式会社社外取締役</p>	2,970株
<p><社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 同氏は、主にタレントマネジメントについて豊富な知識や経験を有しております。また、会社経営者としても十分な経験を有しており、これまでに培ってきたこれらの豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般の質的向上及び女性活躍や女性管理職の登用についての活動や具体的な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者としたしました。 同氏には引き続き社外取締役として、上記の役割を果たしていただけることを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。</p> <p><補足情報：在職状況一覧> 株式会社日本M&Aセンターホールディングス社外取締役※ 株式会社TM Future 代表取締役 株式会社滋賀銀行社外取締役 三菱製鋼株式会社社外取締役 一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟理事 公益財団法人日本バドミントン協会理事</p> <p>※2021年10月1日付の持株会社化に伴い、当社は「株式会社日本M&Aセンター」から「株式会社日本M&Aセンターホールディングス」に商号を変更いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
6	<p style="text-align: center;">しみず たかお 清水 喬雄 (1957年3月10日生)</p> <p style="text-align: center;">〔再任〕 〔社外取締役候補者〕 〔独立役員候補者〕</p>	<p>1982年 4月 通商産業省(現経済産業省)入省 2009年 9月 JSR株式会社入社 2016年 6月 同社取締役上席執行役員(CFO)、社長室長 2018年 6月 同社上席執行役員(CIO)、社長室長 2020年 6月 同社プロフェッショナル(サイバーセキュ リティ・システム戦略担当) 2023年 7月 株式会社カカコム顧問(現任) 2024年 6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社カカコム顧問</p>	一株
<p><社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 同氏は、産官学における豊富な経験に加え、多角化企業の経営について十分な知見を有しております。これまで培ってきた豊富な経験と幅広い知見をもとに、当社の経営全般の質的向上及びグローバル経営について具体的な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。 同氏には上記の役割を果たしていただけることを期待しております。 なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p> <p><補足情報：在職状況一覧> 株式会社日本M&Aセンターホールディングス社外取締役 株式会社カカコム顧問</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
7	<p style="text-align: center;">こばやし のりたか 小林 慎和 (1975年8月8日生) (再任) 〔社外取締役候補者〕 〔独立役員候補者〕</p>	<p>2002年 4月 株式会社野村総合研究所 経営コンサル ティング部門入社 2011年 6月 グリー株式会社 (現グリーホールディ ングス株式会社) 入社 2011年 9月 GREE Singapore Pte.Ltd.赴任 2012年11月 Diixi Pte.Ltd.起業 CEO 2012年11月 Reginaa Pte.Ltd.顧問 2013年10月 Yourwifi Pte.Ltd.起業 CEO 2014年 2月 PT WAVE起業 2015年 1月 Butahage Singapore Pte.Ltd.起業 COO 2016年 6月 株式会社LastRoots起業 代表取締役 2018年 1月 合同会社TASR起業 会長 (現任) 2019年 4月 株式会社bajji起業 代表取締役 (現任) 2023年 8月 デジタルな振る舞い株式会社起業 フェロー (現任) 2024年10月 Quantum Mesh株式会社CSO (現任) 2025年 6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社bajji代表取締役 デジタルな振る舞い株式会社フェロー Quantum Mesh株式会社CSO</p>	953株
<p><社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 同氏は、起業家としての豊富な知識や経験を有しており、これまでに培ってきた豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般の質的向上及びD X経営やB 2 C事業について具体的な助言を頂けるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。 同氏には社外取締役として、上記の役割を果たしていただけることを期待しております。 なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p> <p><補足情報：在職状況一覧> 株式会社日本M&Aセンターホールディングス社外取締役 合同会社TASR会長 株式会社bajji代表取締役 デジタルな振る舞い株式会社フェロー Quantum Mesh株式会社CSO</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記候補者森時彦氏、竹内美奈子氏、清水喬雄氏及び小林慎和氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は、森時彦氏、竹内美奈子氏、清水喬雄氏及び小林慎和氏を東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏らの再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定し、届け出る予定であります。
3. 森時彦氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。竹内美奈子氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。清水喬雄氏の当社社外取締役就

任期間は本総会終結の時をもって2年となります。小林慎和氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

4. 社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について

(1)社外取締役候補者の独立性について

- ①森時彦氏、竹内美奈子氏、清水喬雄氏及び小林慎和氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
- ②森時彦氏、竹内美奈子氏、清水喬雄氏及び小林慎和氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に多額の金銭その他の財産を受けていたこともありません。
- ③森時彦氏、竹内美奈子氏、清水喬雄氏及び小林慎和氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ④森時彦氏、竹内美奈子氏、清水喬雄氏及び小林慎和氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

(2)責任限定契約について

当社は取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。当社は、森時彦氏、竹内美奈子氏、清水喬雄氏及び小林慎和氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、定款第30条第2項により責任限度額を3百万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。森時彦氏、竹内美奈子氏、清水喬雄氏及び小林慎和氏の選任が承認された場合には、当社は各氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

5. 上記候補者三宅卓氏、櫛木孝麿氏および清水喬雄氏は当事業年度の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員であり、当事業年度に開催された指名諮問委員会及び報酬諮問委員会にそれぞれ出席しております。
6. 各候補者が所有する当社の株式の数には、役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償請求訴訟における損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員（3名）は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであり、本議案が承認された場合の監査等委員である取締役の構成は男性2名、女性1名（女性比率33.3%）となる予定です。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
	<p>やま だ よし のり 山 田 善 則 (1946年5月22日生)</p> <p>[再任] [取締役候補者]</p>	<p>1969年4月 安田生命保険相互会社入社 1999年4月 安田生命保険相互会社常務取締役 2003年4月 株式会社ジャパン・コンファーム代表取締役 2008年6月 みずほ信託銀行株式会社常勤監査役 2012年10月 株式会社日本APセンター取締役会長 2013年6月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)監査役 2014年11月 株式会社鉄人化計画社外取締役 2016年6月 株式会社日本M&Aセンター(現当社)社外取締役(監査等委員)(現任) 2018年7月 株式会社フィット(現株式会社グリーンエナジー&カンパニー)社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社グリーンエナジー&カンパニー社外取締役(監査等委員)</p>	2,970株
1	<p><取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 同氏は、大手金融機関において取締役および監査役を歴任し、豊富な経験と高い見識を有しております。また、当社においても監査役および社外取締役（監査等委員）として監査業務に従事し、実績を積み重ねてまいりました。在任中に培われた専門的知見に基づき、これまで当社の経営に対して有益な助言・提言を行っております。 当社は、同氏の有するこれらの経験および能力を、当社グループの経営全般の質的向上および監査機能の強化に一層活かしていただけるものと判断し、社外取締役としてではなく、常勤の監査等委員である取締役候補者といいたしました。</p> <p><補足情報：在職状況一覧> 株式会社日本M&Aセンターホールディングス社外取締役(監査等委員)※ 株式会社グリーンエナジー&カンパニー社外取締役(監査等委員)</p> <p>※2021年10月1日付の持株会社化に伴い、当社は「株式会社日本M&Aセンター」から「株式会社日本M&Aセンターホールディングス」に商号を変更いたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	<p style="text-align: center;">にしきど けい いち 錦 戸 景 一 (1953年5月2日生)</p> <p style="text-align: center;">〔新任〕 〔社外取締役候補者〕 〔独立役員候補者〕</p>	<p>1985年 4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 長島・大野法律事務所(現長島・大野・ 常松法律事務所) 入所</p> <p>1989年 8月 米国グラス・マッカーラー・シャリル・ア ンド・ハロルド法律事務所入所</p> <p>1994年 1月 光和総合法律事務所パートナー</p> <p>1994年 9月 株式会社廣澤精機製作所監査役(現任)</p> <p>1999年 6月 日本ヒルトン株式会社社外監査役</p> <p>2003年 6月 パイオニア株式会社社外監査役</p> <p>2005年 6月 サイボー株式会社社外監査役(現任)</p> <p>2017年 1月 光和総合法律事務所代表弁護士(現任)</p> <p>2022年 6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 光和総合法律事務所代表弁護士 サイボー株式会社社外監査役 株式会社廣澤精機製作所監査役</p>	40,000株
<p><社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要></p> <p>同氏は社外役員に就任することで会社の経営に関与されたことが中心となりますが、弁護士としての豊富な知識や経験を有しており、これまでに培ってきたこれらの豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の社外取締役として経営全般の質的向上及びM&Aや企業法務関連の有益な助言・提言を行ってまいりました。</p> <p>当社は同氏のこれらの経験および能力を踏まえ、上記の役割を果たしていただけるものと判断し、監査等委員である取締役(社外取締役)候補者といたしました。</p> <p>なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p> <p><補足情報：在職状況一覧> 株式会社日本M&Aセンターホールディングス社外取締役 光和総合法律事務所代表弁護士 サイボー株式会社社外監査役 株式会社廣澤精機製作所監査役</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
	<p style="text-align: center;">あ べ み ず ほ 阿 部 美 寿 穂 (1975年1月27日生) (戸籍上の氏名：三村美寿穂)</p> <p style="text-align: center;">〔再任〕 〔社外取締役候補者〕 〔独立役員候補者〕</p>	<p>2000年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>2004年 4月 公認会計士登録</p> <p>2016年10月 阿部美寿穂公認会計士事務所設立 代表（現任）</p> <p>2022年 6月 <u>INCLUSIVE 株 式 会 社（現 INCLUSIVE Holdings株式会社）社外監査役（現任）</u></p> <p>2023年 9月 <u>Ci FLAVORS株式会社社外監査役（現任）</u></p> <p>2024年12月 <u>株式会社コロプラ社外取締役監査等委員（現任）</u></p> <p>2025年 6月 <u>当社社外取締役（監査等委員）（現任）</u> (重要な兼職の状況)</p> <p>阿部美寿穂公認会計士事務所代表</p>	一株
3	<p><社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要></p> <p>同氏は社外役員に就任することで会社の経営に関与されたことが中心となりますが、公認会計士として財務・会計に関する高い専門性に加え、大手企業での監査役としての豊富な経験及び実績を有しております。このため、当社は同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して監査等委員である取締役（社外取締役）候補者といたしました。</p> <p>同氏には社外取締役として、上記の役割を果たしていただけることを期待しております。</p> <p>なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p> <p><補足情報：在職状況一覧></p> <p>株式会社日本M&Aセンターホールディングス社外取締役(監査等委員)</p> <p>阿部美寿穂公認会計士事務所代表</p> <p>INCLUSIVE Holdings株式会社社外監査役</p> <p>Ci FLAVORS株式会社社外監査役</p> <p>株式会社コロプラ社外取締役監査等委員</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記候補者錦戸景一氏及び阿部美寿穂氏は社外取締役(独立役員)候補者であります。
3. 社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について

(1)社外取締役候補者の独立性について

- ① 錦戸景一氏及び阿部美寿穂氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
- ② 錦戸景一氏及び阿部美寿穂氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ③ 錦戸景一氏及び阿部美寿穂氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ④ 錦戸景一氏及び阿部美寿穂氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

(2)責任限定契約について

当社は取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約ができる旨定款に定めております。当社は、錦戸景一氏及び阿部美寿穂氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、定款第30条第2項により責任限度額を3百万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。当社は、錦戸景一氏の選任が承認された場合は同氏との間で当該契約を締結する予定であり、阿部美寿穂氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

4. 各候補者が所有する当社の株式の数には、役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償請求訴訟における損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 上記候補者山田善則氏及び錦戸景一氏は、当事業年度の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員であり、当事業年度に開催された指名諮問委員会及び報酬諮問委員会のそれぞれに出席しております。

第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）の報酬等は、「基本報酬(固定金銭報酬)」「業績連動報酬」「譲渡制限付株式報酬」で構成されていますが、新たに当社の取締役を対象に、役位および業績目標の達成度等に応じて当社株式を交付する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入をお願いするものであります。

本議案は、2021年6月24日開催の株主総会においてご承認いただきました取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額（年額12億円以内）および2024年6月25日開催の株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬制度にかかる報酬限度額（年額2億4千万円以内）とは別枠として、取締役に対して株式報酬を支給するものであります。

本制度は、取締役の報酬と株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価の変動によるリターンとリスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上への意欲を高めることを目的としており、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は3名となります。

2. 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額に相当する金銭を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて役位等に応じて取締役に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の交付および給付（以下「交付等」といいます。）を行う株式報酬制度です。（詳細は下記(2)以降のとおり。）

① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者を除く。）
② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限 （下記(3)のとおり。）	・ 7事業年度を対象として上限3億円

<p>取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限 (下記(4)のとおり。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7事業年度を対象として取締役に交付等が行われる当社株式等の総数の上限は609,000株 ・ 1事業年度あたりの平均に換算した取締役に付与されるポイント数は87,000ポイント (ただし、1事業年度に付与されるポイント数は、業績目標の達成等に応じて変動するため、1事業年度あたりの付与ポイント数の上限を定めるものではない。) ・ 1事業年度あたりの平均に換算した取締役に付与されるポイント数を1ポイント=当社普通株式1株で換算した株式数の当社発行済株式総数(2026年3月31日時点、自己株式控除後)に対する割合は約0.03%)
<p>当社株式の取得方法 (下記(3)のとおり。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本制度に伴う当社株式は、株式市場または当社(自己株式処分)より取得予定

<p>③ 取締役に対する当社株式等の交付等の時期 (下記(5)のとおり。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業績目標達成後、一定の時期
---	---

(2) 信託期間

当初の信託期間は、2026年8月(予定)から2033年8月(予定)までの約7年間とします。ただし、信託期間の満了時において、下記(3)のとおり信託期間の延長を行うことがあります。

(3) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する7事業年度(以下「対象期間」といいます。)を対象とし、当初の対象期間は、2027年3月31日で終了する事業年度から2033年3月31日で終了する事業年度までとします。

当社は、対象期間毎に拠出する信託金の上限を3億円としたうえで、委託者に信託金を拠出し、取締役を受益者とする信託期間7年間の信託(以下「本信託」といいます。)を設定しま

す。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。当社は、対象期間中、取締役に対するポイント（下記(4)のとおり。）の付与を行い、業績目標達成後、一定の時期にこのポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。当社は延長された期間毎に、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に行うことがあります。

また、信託期間の満了時（上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時）に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役に対するポイント付与は行われませんが、受益者要件を満たす可能性のある取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(4) 取締役が交付等を受ける当社株式等の数の算定方法および上限

取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、業績目標達成時に、役員等に応じて付与されるポイント数により定まり、業績目標達成後、一定の時期において保有するポイント数（以下「保有ポイント数」といいます。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

1ポイントにつき当社株式1株とし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数および本信託から交付等が行われる当社株式等の上限株数を調整します。

本信託の信託期間中に取締役に対して付与されるポイント数の上限は609,000ポイントとし、信託期間中に取締役が本信託から交付等を受けることができる当社株式等の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数である609,000株とします（以下「上限交付株式数」といいます。）。

なお、上限交付株式数は、上記(3)の信託金の上限を踏まえて、過去の当社の株価水準や動

向等を参考に設定しております、現在の当社の取締役に対する報酬支給水準、当社の取締役の員数の動向と今後の見込み、当社の株価水準等から相当であるものと判断しております。

(5) 取締役に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を満たした取締役は、業績目標達成後、一定の時期に(4)に基づき算出される保有ポイント数に相当する数の当社株式等の交付等を本信託から受けるものとします。このとき、当該取締役は、所定の受益権確定手続きを行うことにより、保有ポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式について交付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役が死亡した場合は、死亡後に算定される保有ポイント数に相当する数の当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分したうえで、当該取締役の相続人が本信託から換価処分金相当額の給付を受けるものとします。また、取締役が国内非居住者となった場合には、その時点までの保有ポイント数に相当する数の当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分したうえで、その換価処分金相当額について、本信託から給付を受けるものとします。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(7) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。

(8) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

第5号議案 資本準備金の額の減少の件

1. 資本準備金の額の減少の理由

株式報酬額の設定並びに分配可能額の拡大を図り、今後の株主還元の充実と資本政策の機動性を高めること等を目的とし、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額3,823,709,500円のうち3,000,000,000円を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を823,709,500円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年8月1日

以 上

事業報告

第35期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

■ 当連結会計年度の経過と経営成績

当社グループは、不祥事発覚後4年間の再生過程を経て、当連結会計年度において下表のとおり売上高並びに営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益のすべてにおいて過去最高の業績を計上することができました。

当社グループ本来の業績達成サイクルへの回帰も着実に進行し、当社グループは次連結会計年度以降の「第2創業」としての再成長ステージに歩みを進めることができたものと認識しております。

当連結会計年度の成約件数は1,061件（前年同期比17件減）にとどまりましたが、他方では引き続きミッドキャップ案件（売上高10億円以上又は利益5千万円以上）の成約に注力した結果、1件当たりのM&A売上高は、前連結会計年度の39.6百万円と比べ6.1百万円増加し、45.7百万円となりました。

着実に成果が出つつあるミッドキャップ案件受託施策の一層の強化、大規模セミナー等のダイレクト企画やAI活用を推進する一方で、削減可能な各種費用の抑制等を図った結果、経常利益率は38.1%となり、高利益率体制を維持することができました。

	当連結会計年度の業績予想	当連結会計年度の実績	前連結会計年度の実績	業績予想の達成率	前年同期比
売上高	46,300百万円	50,257百万円	44,077百万円	108.5%	+14.0%
営業利益	17,000百万円	18,761百万円	16,715百万円	110.4%	+12.2%
経常利益	17,000百万円	19,154百万円	16,918百万円	112.7%	+13.2%
親会社株主に帰属する当期純利益	11,000百万円	12,487百万円	10,955百万円	113.5%	+14.0%

当連結会計年度における譲渡案件の新規受託件数は1,283件（前年同期1,432件）となり、前年同期と比べて149件減少しました。これは、これまでの可能な限り多くの受託を行う量拡大型の受託方針から「成約可能性」や「顧客に対する結果責任」を重視した受託方針へ転換したことによるものです。

この方針転換により実質的な有効受託件数は上昇すると見込んでおり、将来の収益性向上に向けた前向きな構造転換を実施しております。

■ 当連結会計年度の取組

① データドリブン経営

当社グループでは2025年2月にAIによる商談解析サービス「Bring Out」を提供する株式会社ブリングアウトと資本業務提携を行っております。この「Bring Out」を用いて当社グループの営業コンサルタントが商談の際に顧客情報や顧客ニーズなどを録音し、その商談の音声データから重要情報を抽出・分析したうえで商談データを可視化し、社内の顧客管理システムへ格納します。そのデータを活用することで主に次の3点に注力しております。

1) 企業データベースの構築、企業データと過去の事例や専門家等の社内ナレッジとの連携

2) AIを活用した新規買い受託件数の増加、成約率の向上

3) ハイパーフォーマーの商談を解析し、コンサルタントの育成に活用

このようにAIを活用した顧客情報管理を行うことで、当社グループのコンサルティング品質を更に高度化しております。2026年3月時点で以下の情報集積を行っております。

譲渡企業：約3,000社分の定性情報インタビュー、800件以上のキックオフミーティングの録音・解析

譲受候補企業：約9,000社のM&Aニーズインタビュー、7,000社以上の企業概要書提案

(音声データの録音は商談参加者全員の許諾を得た場合のみ取得しています。また、録音された音声データは「日本M&Aセンター 個人情報保護方針」の利用目的の範囲内で利用しています。)

② ダイレクトマーケティングの強化

「企業をイノベーションするM&Aセミナー 日本創生2025」と題し、当連結会計年度においては全国で約40会場においてセミナーを開催し、前年同期比で1.5倍を超える10,000名超の申し込みをいただきました。これらのセミナー以外にも、M&Aに馴染みのない経営者向けのオンラインセミナーや、少人数の経営者同士で行う意見交換会等の多様なセミナーを行い、多くの経営者にM&Aの魅力を伝え、当社グループが継続的にフォローを行うことで新規受託の獲得へ繋げてまいります。

また、当社グループでは地域に特化した「地方創生プロジェクト」を行っております。これは地方にお住まいの経営者の課題解決を迅速に行えるよう、各地域に専属のコンサルタントを常駐させ、経営相談窓口を開設して経営者のお悩みに寄り添い、支援を行っております。この経営相談窓口は、新潟県、宮城県、茨城県と静岡県の4県に加え、2026年1月に

は新たに山口県にも開設しております。

③ 地域金融機関との合併事業

2025年7月に当社と株式会社沖縄銀行の共同出資により、沖縄県の企業の事業承継問題の解決に貢献し、地域経済の持続的成長を支援する目的で株式会社おきぎんサクセスパートナーズを設立いたしました。

地域金融機関との合併事業は、当社と株式会社十六フィナンシャルグループの共同出資によるNOBUNAGAサクセション株式会社や、当社、株式会社肥後銀行と台湾の玉山ベンチャーキャピタルの3社の共同出資による九州M&Aアドバイザーズ株式会社に続き3社目となります。このように当社グループでは地域金融機関との連携を一層強化することでそれぞれの地域経済の持続的成長を支援し続けてまいります。

財産及び損益の状況の推移については下記(8)をご参照ください。

(部門別売上高)

(単位：百万円、%)

部 門	第 34 期		第 35 期	
	(自2024年4月1日 至2025年3月31日)		(自2025年4月1日 至2026年3月31日)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
M & A 仲 介 事 業	42,709	96.9	48,488	96.5
そ の 他 の 事 業	1,368	3.1	1,768	3.5
計	44,077	100.0	50,257	100.0

(2) 対処すべき課題

当社グループでは、企業理念の実現を通じて企業価値の向上を図るため、以下のテーマを自らに課して業務を推進しております。

① 持続的な再成長に向けての取り組み

会計不祥事の発覚から4年が経過し、当社グループでは次連結会計年度より2033年3月期までを「Next Genesis ビジョン300」と位置づけ、連結経常利益300億円達成に向け、当社グループが今後更なる成長を果たすために、以下の施策を重点的に一層強化してまいります。

①-1_コンサルタントの成長と定着に向けた各種施策

優秀なコンサルタントとなり得る候補者をより多く採用し、併せて、それらの方々の成長・活躍を支援し、もって離職率を下げることは当社グループの重要課題と捉えており、トップ自らが積極的に対応しております。

採用したコンサルタントは、入社後、各種社内研修と現場でのOJTを充実することにより、着実に育成し、早期戦力化を図ってまいります。

同時に、優秀な人材の離職の防止も重要なテーマと考えており、とりわけ中堅人材の離職、3年未満の人材の離職、それぞれに対して適切な対応を行っています。

具体的には当社役員等が、部長陣等の管理者層、中核コンサルタント層、社歴の浅い若年層と各層に対しそれぞれ定期的な面談プログラムを設定し、それらを実行することで離職率の低減に努めております。

この結果、現在は、3年以上在籍しているコンサルタントの離職は減少傾向が継続しておりますが、一方で成約経験の少ない新人層においては一定数の離職が続いていることが課題であると認識しております。この現状を打破するべく、M&Aコンサルタントの採用・定着・育成を社長直轄事項とし、各種施策（予算設計・フォロー体制・採用活動の強化等）を最重要項目として対応してまいります。

①-2_新規売り受託の質的な改善に向けた取り組み

当連結会計年度においては、上半期は成約件数および売上高の増加を最優先にしたことに加えて成約率向上を意識して受託スクリーニングを慎重に実施いたしました。下半期においては成約可能性、顧客に対する結果責任を考慮した受託方針へ転換したことから新規の売り受託件数は減少いたしました。一方で既に良質な受託ができていると考えているため、実質的な有効受託件数はむしろ増加していると判断しており、成約につながる案件は上昇すると見込んでおります。

①-3_M&A成約件数増加に向けた取り組み

更なる成約件数増に向けて以下の取り組みを実施しております。

- (1) 譲受候補企業に関する審査体制を更に充実させることでお客様が安心、安全にM&Aの検討に取り組めるように取り組んでいます。
- (2) これまで不統一であった部長職の案件マネジメント手法を定型化、標準化しております。
- (3) 商談開始時にM&A経験が豊富なベテラン勢や社内の専門家を加えて案件の分析ミーティング（キックオフミーティング）を実施しております。
- (4) 営業コンサルタントに入社後に最低3社の企業評価等の実践を必須化しております。これら施策により顧客満足度を向上させ、結果として商談のリードタイム短縮や成約件数の持続的な向上につなげてまいります。

①-4_業績予想達成に向けた取り組み

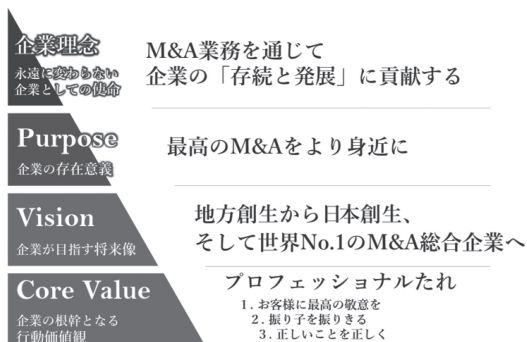
当連結会計年度における当社グループの売上高は50,257百万円（業績予想値は46,300百万円、達成率108.5%）、経常利益は19,154百万円（業績予想値は17,000百万円、達成率112.7%）となり業績予想値を着実に上回りました。

2027年3月期の連結業績予想は連結売上高52,800百万円、連結営業利益及び連結経常利益ともに19,300百万円といたしました。これは当連結会計年度と同様、2027年3月期においても確実に業績予想を達成することで、以下の成果を期しているためであります。

- (1)第3四半期までに通期業績予想の大部分を達成し、第4四半期は翌事業年度のスタートダッシュに向けた準備を行うことで従来の持続的な成長サイクルを再構築いたします。
- (2)営業コンサルタントの年間予算達成者比率を高めることで社員が自信を持ち、組織全体のモチベーションを向上させます。
- (3)業績予想を確実に達成することで投資家の皆様からの信頼を回復し、長期的な関係を構築できるようにいたします。

②コンプライアンス重視の経営の継続

当社グループは、これまでのコンプライアンス重視の経営を一層強化するため、当社グループが目指す将来像（ビジョン）を再定義、従来のフィロソフィーをコアバリューとして刷新いたしました。今後もM&A事業における外部環境の変化に合わせ、以下のとおり弛まずコンプライアンスを遵守した経営を継続するとともに更なる成長に向けて邁進してまいります。



- ・通報窓口の充実強化、営業部門のキーパーソンとの定期的な面談の実施
当社グループの内部の相談・通報窓口を社内ポータルサイトのトップページに設置し、全社員に周知しております。今後とも社員が日常の中で疑問に感じたこと、気づいたことを気軽に相談・通報できる風通しの良い会社であり続けるよう注力しております。
また、当連結会計年度においても株式会社日本M&Aセンターの営業部門のグループリーダー職以上のキーパーソンとチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）又は当社の社外取締役との定期的な面談を実施し、営業部門とコンプライアンス部門等との間に定期的にコミュニケーションの機会を設けることで、信頼関係を涵養し、不正の未然防止・早期発見に役立てております。
- ・コンプライアンス所管部署及びCCOによるコンプライアンス体制とリスクマネジメントの強化
当社及び株式会社日本M&Aセンターにおいてコンプライアンス統括部の責任者であるCCOが主体となり、コンプライアンス関連のルールの見直しやグループコンプライアンス体制の構築準備を行う等、コンプライアンス体制の充実を図りました。また、CCOがリスクマネジメント委員会委員長を兼任することでリスクマネジメントの強化を図っております。
- ・監査・監督部門の体制強化
当社では内部監査経験の豊富な「内部監査部門の専担者」を配置し、監査・監督体制の強化に努めております。
- ・実効性のあるコンプライアンス研修・教育の実施
当連結会計年度においても株式会社日本M&Aセンターの管理職向けのコンプライアンス研修を実施する等、役員・全社員を対象として定期的にコンプライアンス研修を実施いたしました。
また、当社グループ役員・全社員が遵守すべき「グループコンプライアンス基本指針」を定め、周知徹底を行うことで継続的にコンプライアンス意識の醸成を図っております。
- ・総合的な人事評価の採用及び四半期業績達成に関する経営管理手法の見直し
株式会社日本M&Aセンターの人事評価につきましては、昇級・昇格要件に「倫理観」の項目を盛り込み、多面的かつ定性的な評価を実現する人事制度を策定し、運用しております。
- ・業務プロセス管理部による業務の健全化と品質向上
業務や業務プロセスを正確に正しく行うことが不正防止と顧客満足に繋がり、結果として生産性の向上に直結するとの考えから、業務プロセス管理部においてM&A仲介における業務の健全化と品質向上を図っております。特に、中小企業庁が定める「中小M&Aガイドライン」及びM&A支援機関協会が定める「倫理規程」や「業界自主規制ルール」の遵守を徹底しています。

(3) 設備投資等及び資金調達の状況

- ①設備投資の状況
重要な該当事項はありません。
- ②資金調達の状況
重要な該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年度 第32期	2023年度 第33期	2024年度 第34期	2025年度 第35期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	41,315	44,136	44,077	50,257
経常利益 (百万円)	15,472	16,518	16,918	19,154
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	9,842	10,727	10,955	12,487
1株当たり当期純利益 (円)	29.76	33.04	34.54	39.36
総資産 (百万円)	65,765	58,640	61,786	66,223
純資産 (百万円)	54,720	43,973	47,589	50,643

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数を基に算出しております。
2. 2025年度(当連結会計年度)の状況につきましては、前記(1)事業の経過及びその成果に記載のとおりであります。

(9) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社日本M&Aセンター	100百万円	100.0%	M&A仲介業務
株式会社経営プランニング研究所	20百万円	100.0%	経営コンサルティング業務
株式会社企業評価総合研究所	10百万円	100.0%	企業評価に関する業務
株式会社日本PMIコンサルティング	50百万円	100.0%	PMIコンサルティング業務

- (注) 1. 株式会社日本M&Aセンターの2026年3月期の売上高は48,755百万円、当期純利益は12,265百万円であります。
2. 株式会社経営プランニング研究所の2026年3月期の売上高は1百万円、当期純利益は0百万円であります。
3. 株式会社企業評価総合研究所の2026年3月期の売上高は750百万円、当期純利益は73百万円であります。
4. 株式会社日本PMIコンサルティングの2026年3月期の売上高は418百万円、当期純利益は100百万円であります。

②重要な持分法適用関連会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ネクストナビ	40百万円	50.00%	事業承継に関する調査、研究、診断及び指導
株式会社バトonz	100百万円	32.47%	小規模M&Aマッチング事業
株式会社日本投資ファンド	8百万円	50.00%	プライベートエクイティファンドの管理、運営業務
株式会社サーチファンド・ジャパン	10百万円	27.50%	投資事業有限責任組合への出資及び投資事業有限責任組合の組成・運営に関する業務

- ③事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

- ④その他
該当事項はありません。

(10) 事業内容

当社グループはM&Aの仲介を主たる業務としており、M&Aにおける全てのプロセスにおいて付加価値の高いサービスを提供できるM&A総合企業として事業領域を拡大してまいりました。

2021年10月1日付で持株会社体制へ移行し、グループ全体を通してこれまで以上にそれぞれの領域における専門性を高め、幅広い業務を行っております。

企業は社会の公器であります。その公器たる企業の深刻な後継者問題・先行き不安問題を解決し、事業を存続させること、そしてさらに、相乗効果の発揮によりその事業を発展させ、譲渡側・譲受側の両当事者はもとより、従業員、取引先等のステークホルダー全員が幸福になる友好的M&Aを実践すること、これらのことが、当社グループの社会的ミッションであり、当社グループは構築した全国的情報ネットワークを背景にこのようなM&Aのいわばプラットフォームの役割を担うべきものと考えております。

M&Aの仲介業務を遂行するためには優良な案件情報が最も大切ですが、当社グループでは案件情報に下記のとおり多面的にアプローチすることにより効率的に取得しています。

- ・金融機関、会計事務所等を中心とした当社の情報ネットワークを通じてのアプローチ
- ・上場企業を含む一般事業法人、ファンド等に直接コンタクトし、また、各種ダイレクトマーケティングの手法により潜在的顧客に直接コンタクトするアプローチ
- ・特定の業種に専門特化し、専門的知見に基づくコンサルテーションによるアプローチ

これらを効率よくかつ専門的にサポートするために、当社グループでは営業本部内にそれぞれの部署を設置し営業活動をしています。

M&A周辺分野といたしましては、2016年1月に設立した当社の連結子会社である株式会社企業評価総合研究所は、企業評価に係る業務を行っております。

2018年4月に設立した当社の連結子会社である株式会社日本PMIコンサルティングは、M&Aを成約した後に、速やかかつ円滑に事業統合するためのコンサルティング事業を行っております。

ファンド周辺分野といたしましては、日本プライベートエクイティ株式会社を2000年10月に設立して以来、同社を通じて事業承継をテーマとするファンド運営事業を行っております。また、2018年1月には、株式会社日本政策投資銀行と合併で株式会社日本投資ファンドを設立し、成長戦略をテーマとしたファンド運営事業も開始いたしました。

2020年10月には、伊藤公健氏、キャリアインキュベーション株式会社、株式会社日本政策投資銀行と合併で株式会社サーチファンド・ジャパンを設立し、個人によるM&A支援をテーマとしたファンド運営事業も開始いたしました。

2023年12月には、当社の連結子会社である株式会社AtoG Capitalを設立し、日本企業によるASEANの中堅・中小企業のクロスボーダーM&Aの促進を目的としたファンド運営事業も開始いたしました。

加えて、2024年10月には、当社の連結子会社である株式会社日本サーチファンドを設立

し、地域金融機関との連携を通じて、地域ニーズに合致したサーチファンドを設立・運営し、優秀な経営者人材の発掘と育成をサポートすることにより、「地域の人材不足」と「経営者育成」という2つの課題の解決をテーマとしたファンド運営事業も開始いたしました。

また、2026年4月にはこれらのファンド事業を束ねる中間持株会社である株式会社J-Capitalを新設し、ファンド事業における収益区分を明確にしております。

(11) 事業所の状況

本 社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
西日本支社	大阪府大阪市北区角田町8番1号
中部支社	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
九州支店	福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目14番1号
中四国支社	広島県広島市東区二葉の里三丁目5番7号
北海道営業所	北海道札幌市中央区大通西四丁目6番1号
沖縄営業所	沖縄県那覇市久茂地一丁目7番1号
(現地法人)	
Nihon M&A Center Singapore Pte. Ltd.	Level 17, 6 Battery Road, Singapore 049909
(現地法人)	
Nihon M&A Center Vietnam co., LTD.	Unit 901, Floor 9, Vietnam Business Center, No.57—59 Ho Tung Mau Street, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam
(現地法人)	
Nihon M&A Center Malaysia Sdn. Bhd.	Level 30-13, 30-13A, Q Sentral, 2A, Jalan Stesen Sentral 2, 50470 Kuala Lumpur, Malaysia
(現地法人)	
Nihon M&A Center (Thailand) Co., Ltd.	548 One City Centre Building 19th floor, Unit 1904, Ploenchit Road, Lumpini Pathumwan Bangkok 10330 Thailand
(現地法人)	
PT Nihon Merger & Acquisitions Center Indonesia	Level 11, One Pacific Place, Sudirman Central Business District (SCBD), Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53, Kebayoran Baru, Jakarta Selatan, DKI Jakarta 12190, Indonesia

(12) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,062名	△24名	34.9歳	5.0年

(13) 主要な借入先

借入先	借入額
シンジケートローン(注)	百万円 3,500

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事とする2社による協調融資であります。

(14) その他企業集団の現況に関する重要な状況

当社は、2026年4月1日付で当社のファンド事業を、新たに中間持株会社として設立した当社子会社の株式会社J-Capitalに承継させる会社分割（簡易新設分割）を行いました。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	576,000,000株
(2) 発行済株式の総数	336,934,800株
(3) 株 主 数	103,995名

(注)発行済株式の総数には、自己株式19,610,889株を含んでおります。

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数 株	持 株 比 率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	58,977,200	18.59
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	28,571,500	9.00
三宅 卓	20,890,783	6.58
分林 保弘	8,616,800	2.72
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	7,165,812	2.26
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	6,552,549	2.06
HSBC-FUND SERVICES CLIENTS A/C 500 HKMPF 10PCT POOL	5,490,200	1.73
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS SEC LENDING	4,622,202	1.46
JP MORGAN CHASE BANK 385781	4,232,135	1.33
株式会社日本カストディ銀行（年金信託口）	4,153,700	1.31

(注)持株比率は、自己株式19,610,889株を控除して計算しております。

(5) 職務執行の対価として交付された株式に関する事項

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の中長期的な企業価値向上に向けた取組を促すとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	98,800株	5名

(6) その他株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三 宅 卓	株式会社日本M&Aセンター代表取締役会長
取締役副社長	檜 木 孝 磨	コーポレート本部管掌 株式会社日本M&Aセンター専務取締役
専務取締役	大 槻 昌 彦	株式会社日本投資ファンド代表取締役 株式会社AtoG Capital代表取締役 株式会社日本サーチファンド代表取締役
専務取締役	竹 内 直 樹	株式会社日本M&Aセンター代表取締役社長
取 締 役	武 田 安 央	コーポレート本部長CHRO 株式会社日本M&Aセンター常務取締役コーポレート本部長
取 締 役	森 時 彦	株式会社チェンジ・マネジメント・コンサルティング 代表取締役
取 締 役	竹 内 美奈子	株式会社TM Future代表取締役 株式会社滋賀銀行社外取締役 三菱製鋼株式会社社外取締役
取 締 役	錦 戸 景 一	光和総合法律事務所代表弁護士 サイボー株式会社社外監査役 株式会社廣澤精機製作所監査役
取 締 役	清 水 喬 雄	株式会社カカコム顧問
取 締 役	小 林 慎 和	株式会社bajji代表取締役 デジタルな振り舞い株式会社フェロー Quantum Mesh株式会社CSO
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 田 善 則	株式会社グリーンエナジー&カンパニー社外取締役(監査等委員)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	松 永 貴 之	マイル法律事務所代表弁護士 株式会社前田社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	阿 部 美寿穂	阿部美寿穂公認会計士事務所代表

- (注) 1. 森時彦氏、竹内美奈子氏、錦戸景一氏、清水喬雄氏、小林慎和氏、山田善則氏、松永貴之氏及び阿部美寿穂氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、社外取締役(監査等委員)においても社内的重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 山田善則氏は、保険会社など大手金融機関の取締役及び監査役経験者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 阿部美寿穂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 森時彦氏、竹内美奈子氏、錦戸景一氏、清水喬雄氏、小林慎和氏、山田善則氏、松永貴之氏及び阿部美寿穂氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 大里真理子氏は、2025年6月26日開催の第34回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取

- 締役を退任いたしました。
7. 中野淳文氏は、2025年6月26日開催の第34回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役(業務執行取締役等である者を除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償請求訴訟における損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役及び執行役員並びに子会社の役員及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等の額

①報酬の種類別の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 取締役の 員数
		業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	その他の 報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) (内、社外取締役)	879 (60)	474	70	335 (60)	11 (6)
取締役(監査等委員) (内、社外取締役)	38 (38)	—	—	38 (38)	4 (4)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は2021年6月24日開催の定時株主総会において、年額12億円以内(うち社外取締役は年額8千万円以内)と決議いただいております。当該決議に係る会社役員の数数は10名(うち社外取締役3名)となっております。なお、2022年6月23日開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く。)の員数については、15名以内へ変更しております。
2. 2024年6月25日開催の第33回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。)に当社の中長期的な企業価値向上に向けた取組を促すとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の内枠で、対象取締役に対し、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されております。具体的には、本決議に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間35万株以内、その報酬の総額は年額2億4千万円以内といたしております。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含みます。)によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたしております。当該決議に係る対象取締役の員数は5名となっております。

3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は2016年6月24日開催の定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。当該決議に係る取締役（監査等委員）の員数は3名となっております。なお、2022年6月23日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員）の員数については、7名以内へ変更しております。
4. 上記の取締役（監査等委員を除く。）の報酬額及び人数には、2025年6月26日開催の第34回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名を含んでおります。
5. 上記の取締役（監査等委員）の報酬額及び人数には、2025年6月26日開催の第34回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した取締役1名を含んでおります。

②業績連動報酬等に関する事項

当社は、事業成績を最も適切にあらわすことができる指標として、連結売上高及び連結経常利益を指標として選択しております。この連結売上高及び連結経常利益の達成水準を指標とし、実支給額の決定にあたっては、過半数を社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）で構成する報酬諮問委員会（以下「報酬諮問委員会」という。）において各取締役の業績連動報酬額について審議、決定し、その答申を踏まえ取締役会において支給額を決定いたします。

なお、当連結会計年度においては、通期業績予想の売上高46,300百万円に対して、連結売上高は50,257百万円（予算達成率108.5%）、通期業績予想の経常利益17,000百万円に対して、連結経常利益は19,154百万円（予算達成率112.7%）となっており、当社取締役へ総額474百万円の業績連動報酬を支給しております。

③非金銭報酬等に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の中長期的な企業価値向上に向けた取組を促すとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の内枠で、対象取締役に対し、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが、2024年6月25日開催の第33回定時株主総会において承認されました。なお、現在の対象取締役は5名であります。譲渡制限付株式報酬については、報酬額決定にかかる取締役会前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を基礎として、対象取締役に特に有利とならない金額で当社取締役会で決定した金額により算出した株式数を当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結の上、交付しております。

④取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬等、及び非金銭報酬等としての譲渡制限付株式報酬により構成し、役位、在位年数、業績への貢献度等を考慮して株主総会で決議された総額の範囲内において決定するものとします。種類別の報酬割合及び個人別の報酬額等については、報酬諮問委員会において審議、決定し、その答申を踏まえ取

締役会において決定します。なお、当社は、2020年5月15日の取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役森時彦氏は、株式会社チェンジ・マネジメント・コンサルティングの代表取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社チェンジ・マネジメント・コンサルティングとの間には、重要な取引はございません。

取締役竹内美奈子氏は、株式会社TM Futureの代表取締役、株式会社滋賀銀行の社外取締役及び三菱製鋼株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社TM Future、株式会社滋賀銀行及び三菱製鋼株式会社との間には、重要な取引はございません。

取締役錦戸景一氏は、サイボー株式会社の社外監査役、光和総合法律事務所の代表弁護士及び株式会社廣澤精機製作所の監査役を兼務しております。なお、当社とサイボー株式会社、光和総合法律事務所及び株式会社廣澤精機製作所との間には、重要な取引はございません。

取締役清水喬雄氏は、株式会社カカクコムの顧問を兼務しております。なお、当社と株式会社カカクコムとの間には、重要な取引はございません。

取締役小林慎和氏は、株式会社bajjiの代表取締役、デジタルな振る舞い株式会社のフェロー、及びQuantum Mesh株式会社のCSOを兼務しております。なお、当社と株式会社bajji、デジタルな振る舞い株式会社、及びQuantum Mesh株式会社との間には、重要な取引はございません。

取締役（監査等委員）山田善則氏は、株式会社グリーンエネルギー&カンパニーの社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社と株式会社グリーンエネルギー&カンパニーとの間には、重要な取引はございません。

取締役（監査等委員）松永貴之氏は、マイル法律事務所の代表弁護士及び株式会社前田の社外取締役を兼務しております。なお、当社とマイル法律事務所、及び株式会社前田との間には、重要な取引はございません。

取締役（監査等委員）阿部美寿穂氏は、阿部美寿穂公認会計士事務所の代表を兼務しております。なお、当社と阿部美寿穂公認会計士事務所との間には、重要な取引はございません。

②当該事業年度における主な活動状況

取締役森時彦氏は、当事業年度に開催された取締役会17回の全て、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会4回の全てに出席し、企業経営者として培ってきた知識・見地や、豊富なM&A経験に基づく見地から発言を行っております。

取締役竹内美奈子氏は、当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、タレントマネジメントについての豊富な知識や経験に加え、企業経営者として培ってきた豊富な経験に基づく見地から発言を行っております。

取締役錦戸景一氏は、当事業年度に開催された取締役会17回の全て、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会9回の全てに出席し、弁護士としての豊富な知識や経験に基づく見地から発言を行っております。

取締役清水喬雄氏は、当事業年度に開催された取締役会17回の全て、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会9回の全てに出席し、経営全般に関する豊富な知識や経験に基づく見地から発言を行っております。

取締役小林慎和氏は、就任後における当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、起業家としての豊富な知識や経験に基づく見地から発言を行っております。

取締役(監査等委員)山田善則氏は、当事業年度に開催された取締役会17回の全て、監査等委員会18回の全て、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会13回の全てに出席し、主に大手金融機関の取締役及び監査役在任中に培ってきた知識・見地から発言を行っております。

取締役(監査等委員)松永貴之氏は、当事業年度に開催された取締役会17回の全て、監査等委員会18回の全てに出席し、中小企業のM&Aや事業承継について弁護士として関与した豊富な知識と経験に基づく見地から発言を行っております。

取締役(監査等委員)阿部美寿穂氏は、就任後における当事業年度に開催された取締役会12回の内11回、監査等委員会12回の全てに出席し、財務・会計に関する高い専門性に加え、大手企業での監査役としての豊富な経験に基づく見地から発言を行っております。

③社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役森時彦氏は、これまでの企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般の質的向上、及びファンド関連ビジネスについての助言をいただく役割を期待していましたが、期待どおりの役割を果たしていただきました。

取締役竹内美奈子氏は、これまでに培ってきた豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般の質的向上、及び女性活躍や女性管理職の登用についての活動や具体的な助言をいただく役割を期待していましたが、期待どおりの役割を果たしていただきました。

取締役錦戸景一氏は、これまでに培ってきた豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般の質的向上及びM&Aや企業法務関連の具体的な助言をいただく役割を期待していましたが、期待どおりの役割を果たしていただきました。

取締役清水喬雄氏は、これまでに培ってきた豊富な経験と幅広い知見をもとに、当社の経営全般の質的向上及びグローバル経営について具体的な助言をいただく役割を期待していましたが、期待どおりの役割を果たしていただきました。

取締役小林慎和氏は、これまでに培ってきた豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般の質的向上及びDX経営やB2C事業について具体的な助言をいただく役割を期待していましたが、期待どおりの役割を果たしていただきました。

取締役(監査等委員)山田善則氏は、大手金融機関の取締役及び監査役経験者として培ってきた豊富な見識をもとに、当社の経営全般の質的向上及び監査に活かしていただく役割を期待していましたが、期待どおりの役割を果たしていただきました。

取締役(監査等委員)松永貴之氏は、中小企業のM&Aや事業承継について弁護士として関与した豊富な知識と経験をもとに、当社の経営全般の質的向上及び監査に活かしていただく役割を期待していましたが、期待どおりの役割を果たしていただきました。

取締役(監査等委員)阿部美寿穂氏は、財務・会計に関する高い専門性に加え、大手企業での監査役としての豊富な経験による深い知見に基づく助言、牽制を期待していましたが、期待どおりの役割を果たしていただきました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

47百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

55百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬額等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務（非監査業務）である中間持株会社設立に関するアドバイザー業務等を委託し、その対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の会社法等関連法令違反、独立性、専門性、職務執行状況、その他の諸般の事情を総合的に判断して、会計監査人の変更が適当と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定することとし、当該決定に基づき取締役会は当該議案を株主総会に提出することとします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」についての内容は以下のとおりであります。

①当社の企業理念、パーパス、ビジョン及びコアバリュー

当社は、一人一人が共通の理念と目標を持ち、真摯に業務を遂行し、結果責任を果たし、そして、個の力を結集して、当社の第二創業を実現し、社会に貢献できるよう、企業理念、パーパス、ビジョン及びコアバリューを次のとおり定めています。

企業理念	M&A業務を通じて企業の「存続と発展」に貢献する		
パーパス	最高のM&Aをより身近に。		
ビジョン	地方創生から日本創生、そして世界No.1のM&A総合企業へ		
コアバリュー	プロフェッショナルたれ		
	1.お客様に最高の敬意を	2.振り子を振りきる	3.正しいことを正しく

当社は、この企業理念、パーパス及びビジョンを実現し、コアバリューを実践するため、以下の体制を整備します。

②当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、企業理念、パーパス及びビジョンの実現並びにコアバリューの実践のためには、コンプライアンスの徹底が最優先の基本事項であるとの認識に立ち、以下の体制を構築し、コンプライアンスを推進します。

- (1) 企業理念、パーパス、ビジョン及びコアバリューに基づき当社及び子会社並びにそれらの取締役等及び使用人が遵守すべき基本事項を定めた「グループコンプライアンス基本指針」及びコンプライアンス体制整備に係る基本事項を定めた「コンプライアンス規程」を策定し、その周知徹底を図っております。
- (2) 当社及び子会社のコンプライアンス体制の整備及びコンプライアンス上の問題点の把握とその対処等を遂行するコンプライアンス責任者としてチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を任命し、CCOの諮問機関としてコンプライアンス委員会を、CCOの事務局としてコンプライアンス統括部を設置しております。また、子会社にコンプライアンス責任者を設置し、定期的な情報共有等を行うことで、コンプライアンス体制の充実を図ります。
- (3) コンプライアンス統括部は、当社及び子会社のコンプライアンス違反を未然に防止し、仮にコンプライアンス違反又はそのおそれのある事象が発生した際は、可及的速や

かに対応します。また、「グループコンプライアンス基本指針」の解説等を盛り込んだコンプライアンスハンドブックの編纂及び配付、定期的なコンプライアンス研修の実施により当社及び子会社のコンプライアンス意識の向上・維持を図っております。

- (4) 当社及び子会社の取締役等及び使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックするため、監査等委員会による監査及び内部監査室による内部監査を実施しております。内部監査室については、1名を専従とし、また、補助者を配属して内部監査機能の充実を図っております。
- (5) 当社及び子会社の取締役等及び使用人が不利益を被る危険を懸念することなく、相談・通報を行うことができるよう、コンプライアンス違反行為又はそのおそれのある行為等に関する内部通報制度を整備しており、守秘義務を負う相談・通報窓口を設置し、コンプライアンス違反行為の未然防止に努めております。内部通報機能が充実するよう、当社及び子会社の取締役等及び使用人全員に対し、コンプライアンス違反行為を発見した時には相談・通報窓口等に通報する義務を課しております。また、相談・通報に加え、コンプライアンス違反行為又はそのおそれのある行為に関する情報を取得できるよう、常勤取締役らにおいて、当社及び子会社の使用人と積極的にコミュニケーションを図っております。
- (6) 当社は、「グループコンプライアンス基本指針」において、市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断する旨を宣言し、同方針を社内掲示するとともに社内研修等でその周知徹底を図っております。

③当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社及び子会社の取締役等の職務執行の効率化を図るため以下の体制を構築しております。

- (1) 当社は、毎月1回以上定時取締役会を開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しており、「取締役会規程」に定めた取締役会承認事項の決定のほか、経営上の重要事項に関する協議を行い、取締役の職務執行状況の監督を行っております。
- (2) 特に重要事項については原則として毎週開催される経営会議における審議を経て取締役会に諮っております。経営会議は、常勤取締役に加え、常勤監査等委員及びCCOを構成員とし、さらに子会社の役員・執行役員等も出席し、当社及び子会社の経営課題を多角的な視座から討議しております。
- (3) 子会社においても、定時に取締役会を開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。
- (4) 当社及び子会社の規模等に応じて執行役員制度を導入し、執行役員による取締役の職務の適切なサポートを行っております。

④当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務の執行に係る文書・情報については、専属の部署である文書管理課が「文書管理規程」に基づき保存及び管理を行っており、取締役及び監査等委員の要求があるときは、これを随時閲覧に供することができるようにしております。

⑤当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険に対応できるよう、以下の体制を構築しております。

- (1) 「リスクマネジメント規程」に基づき、CCOを委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、リスク事象の認識と適切な対応策の整備、運用を行っております。
- (2) リスクマネジメント委員会は、「リスクマネジメント規程」に定めるリスク分類に基づいて当社及び子会社における重要リスクのマネジメントに係る諸事項を協議し、経営会議に報告又は提言及び取締役会へ定期的に報告を行っております。また、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の指導・助言等を受けております。
- (3) 重大な損失の危険が発生した場合には、当社及び子会社は「危機管理規程」に基づき対応することとしております。

⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を含む企業集団としての業務の適正を確保するため以下の体制を構築しております。

- (1) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社が当社所定の事項を実施する際には、当社との事前協議を要することとしております。また、M&A事業領域においてはM&Aストラテジック会議（当社常勤取締役並びに子会社の取締役・執行役員等で構成）を定期的に開催し、ファンド事業領域においては、ファンド事業を統括する中間持株会社である株式会社J-Capitalを介して、子会社の事業運営、業務執行等の報告を受ける場及び情報共有の場としております。また、子会社取締役と日常的な意思疎通を図っており、企業集団としての経営について協議する他、子会社が当社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制をとっております。
- (2) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社より事業活動の報告に係る文書の提出を受けることにより、子会社の取締役等の職務執行に係る事項を把握しております。当該文書について当社の取締役及び監査等委員の要求があるときは、これを随時閲覧に供することができるようにしております。

⑦監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人を置き、監査等委員会の指示に従いその職務を補助しております。

⑧前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

使用人の独立性及び指示の実効性を確保するため以下の事項を実施します。

- (1) 監査等委員会の職務を補助する使用人は、その職務に関し、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査等委員会の指示命令に従うものとし、当該使用人の異動、人事評価、懲戒処分等については監査等委員会の同意を得るものとしております。
- (2) 当該使用人が他部門の使用人を兼務する場合は監査等委員会の職務の補助業務を優先するものとしております。

また、当該使用人が他部門の使用人を兼務する場合は監査等委員会の職務の補助業務を優先するものとします。

これらにより当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性の確保及び当該使用人に対する指示の実効性を確保いたします。

⑨当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に対する報告等の体制として以下の体制等を構築しております。

- (1) 監査等委員は、定例取締役会及び臨時取締役会、経営会議、その他の重要な意思決定会議に出席し、また、当社及び子会社の取締役及び使用人から、重要事項の報告を求められることができるものとし、当社及び子会社の取締役及び使用人は、上記の求めに応じて必要な報告を行うものとしております。
- (2) 当社及び子会社は、「相談・通報手続規程」により、監査等委員に対しコンプライアンス違反行為又はそのおそれのある行為の通報等を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該通報等を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。

⑩監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

当社は、監査等委員の職務の執行において合理的に生ずる費用の前払い又は償還、その他当該職務の執行について生ずる費用債務を、監査等委員からの当該費用債務の請求に基づき、速やかに支弁するものとしております。

⑪その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の監査の実効性を確保するため以下の体制を構築しております。

- (1) 監査等委員会は、「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査等基準」を定めるとともに、監査計画書を作成し取締役会でその内容を説明し、履行に関する理解と協力を得るものとしております。
- (2) 監査等委員会は、内部監査室に必要な調査を依頼することができ、内部監査室はこれに協力するものとしております。監査等委員会は、内部監査室による内部監査の結果の報告を受けるため、内部監査室との間で定期的な報告会を開催しております。
- (3) 内部監査室のスタッフの選任及び異動については監査等委員会の同意を得るものとしております。
- (4) 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うものとし、また、会計監査人の監査に立会うとともに、会計監査人との間でも、定期的に報告会を行うものとしております。
- (5) 監査等委員会は、社外取締役と定期的に意見交換及び報告会を行うものとしております。

このように、監査等委員会は、多角的・定期的に意見交換を行うものとし、また、会計監査人の監査に立会うとともに、会計監査人との間でも、定期的に報告会を行うものとしており、これにより、当社の監査の実効性を確保します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループは、業務の適正を確保するための体制の運用として、本招集通知29頁から32頁に記載の各施策を実行しております。その他当事業年度における当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ①コンプライアンス重視の経営をおこなうためにパーパス及びフィロソフィーを策定しております。これらを全社員に浸透させるべく、毎月の全社員を対象とした会議等でこの重要性当社の企業理念、パーパス及びビジョンを実現し、コアバリューを実践するため、全社員を対象とした会議体等でこの重要性に随時言及するとともに、携帯用の小冊子を配布していつでも確認できるようにしたりする工夫を行っています。
なお、当社の内部統制システムを一層強固なものにするべく、2026年4月に基本方針の改定を行っております。
- ②当社のみならず、グループ子会社にもグループコンプライアンス基本指針を策定し、社内ポータルサイトへの掲載及び社内研修によりコンプライアンスの重要性を周知しています。
- ③コンプライアンス統括部により定期的にコンプライアンス研修を実施いたしました。また、座学だけでなくeラーニング研修も導入し、全社員の継続的なコンプライアンス意識の醸成に努めています。
- ④当事業年度において取締役会を17回開催し、法令等に定められた事項及び経営に関する重要事項を決定するとともに、月次業績の分析、報告等を行い、取締役の職務執行状況の監督を行いました。
- ⑤経営会議において毎週数時間に及ぶ様々な議論を行い、取締役会付議事項の審議等に加え、経営に関する意思決定を行っております。
- ⑥リスクマネジメント規程に定めるリスク分類に基づき、リスクマネジメント委員会及び経営会議で当社及び子会社の社内横断的なリスクの予防・管理の検討を実施いたしました。
- ⑦当社グループの保有する情報及び情報システムの重要性を強く認識し、独自の情報セキュリティルールを策定し、厳格な運用を行っております。
- ⑧当事業年度において監査等委員会を18回開催しました。監査等委員会は監査方針、監査計画を決定し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行いました。
また、各監査等委員は、内部監査室と定期的な報告会を行い、代表取締役社長、会計監査人とは定期的な意見交換を行いました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

当社では、現時点で買収防衛策は導入しておらず、日々のたゆまぬ経営努力により企業価値を向上させることこそが買収防衛に繋がるものと認識しております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主に対する長期的な利益還元を経営の最重要課題と認識しており、設立第2期より前第34期に至るまで安定した利益配当を継続して実施してまいりました。

今後とも、安定的な株主還元を主軸に、配当を継続的に実施いたしたく考えております。

また、2028年3月期までの期間は配当性向を60%超の水準で継続させていただく方針です。

内部留保につきましては、財務体質の強化、将来にわたる安定した株主利益の確保、事業の拡大のために有効活用していきたいと考えております。

なお、自己株式の処分・活用につきましては、前事業年度より取締役への譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、株式報酬として自己株式の処分をいたしております。今後とも当社グループ成長発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をしてまいります。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	43,758	流動負債	13,133
現金及び預金	40,447	買掛金	722
売掛金	808	1年内返済予定の長期借入金	1,900
前払費用	739	未払費用	2,580
その他	1,767	未払法人税等	3,814
貸倒引当金	△4	契約負債	143
		預り金	164
固定資産	22,464	賞与引当金	345
有形固定資産	575	役員賞与引当金	484
建物	355	その他	2,978
その他	219	固定負債	2,446
		長期借入金	2,100
無形固定資産	138	長期未払金	168
投資その他の資産	21,749	繰延税金負債	177
投資有価証券	16,488	負債合計	15,579
繰延税金資産	603	純資産の部	
長期預金	9	株主資本	49,351
敷金及び保証金	3,617	資本金	4,045
その他	1,029	資本剰余金	3,908
		利益剰余金	60,206
繰延資産	0	自己株式	△18,808
創立費	0	その他の包括利益累計額	833
		その他有価証券評価差額金	600
		為替換算調整勘定	232
		非支配株主持分	457
資産合計	66,223	純資産合計	50,643
		負債純資産合計	66,223

連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	50,257
売上原価	19,979
売上総利益	30,277
販売費及び一般管理費	11,516
営業利益	18,761
営業外収益	
受取利息	173
受取配当金	53
為替差益	91
投資事業組合運用益	44
持分法による投資利益	68
その他の	16
営業外費用	
支払利息	53
その他	1
経常利益	19,154
特別利益	
投資有価証券売却益	15
税金等調整前当期純利益	19,170
法人税、住民税及び事業税	6,742
法人税等調整額	△87
当期純利益	12,515
非支配株主に帰属する当期純利益	28
親会社株主に帰属する当期純利益	12,487

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,045	3,908	56,944	△18,903	45,995
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△9,200		△9,200
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			12,487		12,487
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△24		94	70
利益剰余金から資本剰余金への振替		24	△24		－
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	3,261	94	3,356
当 期 末 残 高	4,045	3,908	60,206	△18,808	49,351

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,015	163	1,179	415	47,589
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△9,200
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					12,487
自 己 株 式 の 取 得					△0
自 己 株 式 の 処 分					70
利益剰余金から資本剰余金への振替					－
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△414	69	△345	42	△303
当 期 変 動 額 合 計	△414	69	△345	42	3,053
当 期 末 残 高	600	232	833	457	50,643

連 結 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数……………17社
- (2) 連結子会社の名称……………主要な子会社名は次のとおりであります。
株式会社日本M&Aセンター
株式会社経営プランニング研究所
株式会社企業評価総合研究所
株式会社日本PMIコンサルティング
その他13社
- (3) 非連結子会社の数……………1社
- (4) 非連結子会社の名称……………CK Mac Global Sdn. Bhd.
(連結の範囲から除いた理由)
支配が一時的であるため、連結の範囲には含めておりません。
- (5) 連結子会社の事業年度等に関する事項……………連結子会社のうち、6社の決算日は12月31日、2社の決算日は1月31日であり、連結決算日(3月31日)と異なっておりますが、決算日の差異が3か月を超えていないので、連結計算書類の作成に当たっては当該連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社数……………1社
- (2) 持分法を適用した非連結子会社の名称……………CK Mac Global Sdn. Bhd.
- (3) 持分法を適用した関連会社数……………18社
- (4) 持分法を適用した関連会社の名称……………主要な持分法適用関連会社名は次のとおりであります。
株式会社ネクストナビ
株式会社バトonz
株式会社日本投資ファンド
株式会社サーチファンド・ジャパン
その他14社

- (5) 持分法を適用していない関連会社数…………… 1社
- (6) 持分法を適用していない関連会社の名称……………株式会社みらい会計コンサルティング
 (持分法を適用しない理由)
 持分法非適用会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
- (7) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項
 持分法を適用している会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………定額法による償却原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法によっております。

投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)……………組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。但し、1998年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。(主な耐用年数 建物27年~39年、その他2年~18年)

無形固定資産

ソフトウェア……………社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
 (自社利用)

(3) 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による繰入額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき、計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

企業の主要な事業における主な履行義務の内容及び、企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）については、「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

②のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、7年～15年で均等償却しております。

③繰延資産の償却方法及び償却期間

創立費は、5年で均等償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

連結貸借対照表

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「敷金及び保証金」(前連結会計年度1,331百万円)及び「流動負債」の「その他」に含めていた「役員賞与引当金」(前連結会計年度1百万円)は、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

連結損益計算書

従来、「売上原価」として計上していた費用の一部(前連結会計年度1,924百万円)を「販売費及び一般管理費」として計上しております。

これは、当連結会計年度に当社グループ全体において実施した、組織変更及び社内的人员区分の変更に伴い、M&Aコンサルティング事業における売上高と売上原価の対応を明確にし売上総利益をより適正に表示するために行ったものであります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

(1)担保に供している資産(帳簿価額)

株式 1,227百万円

(2)担保に係る債務(帳簿価額)

1年内返済予定の長期借入金 500百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 949百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 連結会計年度末日における発行済株式の総数 普通株式 336,934,800株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	4,758	15円00銭	2025年 3月31日	2025年 6月27日

2025年10月30日 取締役会	普通 株式	4,442	14円00銭	2025年 9月30日	2025年 12月5日
---------------------	----------	-------	--------	----------------	----------------

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2026年6月25日 定時株主総会(予定)	普通 株式	利益 剰余金	4,759	15円00銭	2026年 3月31日	2026年 6月26日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は主に預金を中心に安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ等投機的な取引は行わない方針であります。

長期預金は定期預金であります。

売掛金及び買掛金は、通常の活動に伴い生じたものであり、そのほとんどが1ヶ月以内に決済されるものであります。

投資有価証券は、株式、投資信託、債券及び組合等への出資金であり、株式、投資信託及び債券については定期的に時価を把握しております。組合等への出資金には市場価格等はありませんが、組合等の決算書を定期的に入手することで組合等の財務状況を把握しております。

不動産賃借等物件に係る敷金及び保証金は、差入先、預託先の信用リスクに晒されており、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

未払法人税等は、法人税、住民税及び事業税に係る債務であり、全て1年以内に納付期日が到来いたします。

長期借入金は、自己株式取得等に係る資金調達であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合等への出資金は、次表に含めておりません(注2)を参照ください。また、預金は注記を省略しており、売掛金、買掛金、未払

法人税等は全て短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	6,599	6,373	△225
長期預金	9	8	△0
敷金及び保証金	3,617	3,033	△584
資産計	10,226	9,415	△811
長期借入金	4,000	3,979	△20
負債計	4,000	3,979	△20

(注1)長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合等への出資金

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	5,830
組合等への出資金	4,059

組合等への出資金は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。)第24-16項の取扱いを適用し、「投資有価証券」には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年内	1年超5年内	5年超10年内	10年超
預金	40,447	—	—	—
売掛金	808	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債等)	—	4,000	1,000	—
長期預金	—	9	—	—
敷金及び保証金※	—	986	—	—

合計	41,256	4,996	1,000	—
----	--------	-------	-------	---

※償還期日が確定していないものについては、償還予定額に含めておりません。

(注4)長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
1年内返済予定の長期借入金	1,900	—	—	—	—	—
長期借入金	—	1,400	700	—	—	—
合計	1,900	1,400	700	—	—	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,313	—	—	1,313
資産計	1,313	—	—	1,313

(注1)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。)第24-3項の取扱いを適用した投資信託は上表には含まれておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は257百万円となります。

(注2)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	4,802	—	4,802
長期預金	—	8	—	8
敷金及び保証金	—	3,033	—	3,033
資産計	—	7,844	—	7,844
長期借入金	—	3,979	—	3,979
負債計	—	3,979	—	3,979

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

社債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期預金

長期預金はレベル2に分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金はレベル2に分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

長期借入金

長期借入金はレベル2に分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
提携仲介契約締結時報酬	3,999
業務中間報酬	4,888
成功報酬	39,108
その他M&Aコンサルティング報酬	492
その他	1,768
合計	50,257

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下のとおりであります。

M&A仲介事業の各サービスの主な収益は、譲渡企業関連報酬として企業評価料、案件化料、譲受企業関連報酬として情報提供料、業務中間報酬、譲渡・譲受企業双方に関連する報酬として成功報酬があります。

譲渡企業関連報酬のうち、企業評価料は、企業評価参考資料の作成・顧客への提供時、案件化料は、概要書の作成・顧客への提供時に収益を認識しております。また、譲受企業関連報酬のうち、情報提供料は、顧客への情報提供時、業務中間報酬は、譲渡企業と譲受企業の基本合意書等の締結時に収益を認識しております。成功報酬については、譲渡企業・譲受企業ともに、株式譲渡契約等の最終契約の締結後、当該M&A取引の実現が確実であると客観的に判断した時に収益を認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,633
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	808
契約負債（期首残高）	216
契約負債（期末残高）	143

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は188百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 158円15銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 39円36銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(会社分割)

当社は、2026年2月13日開催の取締役会決議に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、当社のファンド事業に関する権利義務について、新設分割（以下「本新設分割」という。）により、新たに設立する株式会社J-Capital（以下、「新設会社」という。）に承継いたしました。

1. 本新設分割の目的

当社グループはこれまで“世界No.1のM&A総合企業”を目指し、M&A仲介事業を中心として企業評価・財産承継・PMI・オンライン事業承継マッチングサービス・PEファンドなど、それぞれの領域に特化した子会社や関連会社を設立し、グループ企業としての事業領域を拡大し続けてまいりました。そして、当社設立30周年の節目である2021年10月には、当社グループの成長と発展に向け、純粋持株会社体制に移行しております。

また、当社では、ファンド事業をM&A仲介事業に並ぶ第二の柱とするべく、特に注力してまいりました。具体的には、株式会社日本投資ファンド、株式会社日本サーチファンド、株式会社AtoG Capitalといったグループ会社を中心にファンドとしての実績を積み重ね、事業規模を拡大してまいりました。

そのような背景のもと、当社設立35周年を迎えるに当たって、以下の目的を持って、今後のさらなる成長と発展に向け、会社分割によりファンド事業における収益区分を明確にし、統括する中間持株会社として、新設会社を設立することといたしました。

(1) グループ各社のさらなる発展

グループ各社の権限を明確にし、その意思決定を迅速にする一方、グループ会社の業績責任を明確にすることで、グループ各社がその権限と責任に基づきさらなる成長と発展をすることを目指します。

(2) グループ各社における優秀な経営者人材の育成

グループ各社に権限を委譲することにより、グループ各社において、その経営を通し優秀な経営者人材を育成し、これにより、グループ全体の人材価値向上を目指します。

(3) 当社グループの企業価値の最大化

グループ全体の統一的な戦略策定、経営資源の横断的・効率的な活用と最適配分を行い、グループシナジーを発揮することにより、当社グループの企業価値の最大化を目指します。

2. 本新設分割の要旨

(1) 本新設分割の日程

2026年2月13日 新設分割計画承認取締役会

2026年4月1日 本新設分割効力発生日

※本新設分割は、会社法第805条に規定する簡易新設分割であるため、株主総会の承認を得ることなく行っております。

(2) 本新設分割の方式

当社を分割会社とし、本新設分割により設立される新設会社を承継会社とする簡易新設分割であり、新設会社は当社の100%子会社となります。

(3) 本新設分割に係る割当ての内容

新設会社は本新設分割に際して普通株式6,000株を発行し、その全株式を当社に割当交付いたしました。

(4) 本新設分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
該当事項はありません。

(5) 本新設分割により増減する資本金
本新設分割により当社の資本金の額に変更はありません。

(6) 新設会社が承継する権利義務
新設会社は、ファンド事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務のうち、2026年2月13日付け新設分割計画書において定めるものを当社から承継いたしました。

(7) 債務履行の見込み
本新設分割において、承継会社の債務履行の見込みに問題はないと判断しております。

3.本新設分割の当事会社の概要

	分割会社	新設会社
(1) 名称	株式会社日本M&Aセンター ホールディングス	株式会社J-Capital
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内一丁目 8番2号	東京都千代田区丸の内一丁目 8番2号
(3) 代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 三宅 卓	代表取締役社長 大槻 昌彦
(4) 事業内容	グループ会社の経営管理等	ファンド事業
(5) 資本金	4,045百万円	300百万円
(6) 設立年月日	1991年4月25日	2026年4月1日
(7) 発行済株式数	336,934,800株	6,000株
(8) 決算期	3月末日	3月末日

4.実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

(その他の注記)

(金額の表示単位の変更)

当連結会計年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	21,627	流動負債	2,042
現金及び預金	21,383	未払金	103
未収入金	132	未払法人税等	16
その他の	112	預り金	12
		1年内返済予定の長期借入金	1,400
		役員賞与引当金	474
		その他の	35
		固定負債	2,268
		長期借入金	2,100
		長期未払金	168
固定資産	2,100	負債合計	4,310
有形固定資産	12	純資産の部	
建物	11	株主資本	19,417
土地	1	資本金	4,045
投資その他の資産	2,087	資本剰余金	3,823
関係会社株式	1,090	資本準備金	3,823
その他関係会社有価証券	766	利益剰余金	30,356
関係会社長期貸付金	216	利益準備金	21
敷金及び保証金	2	その他利益剰余金	30,335
その他の	12	繰越利益剰余金	30,335
		自己株式	△18,808
		純資産合計	19,417
資産合計	23,728	負債純資産合計	23,728

損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営 業 収 益			13,615
営 業 費 用			1,511
営 業 利 益			12,104
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		47	
投 資 事 業 組 合 運 用 益		175	
そ の 他		1	223
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		36	
支 払 手 数 料		1	37
経 常 利 益			12,290
税 引 前 当 期 純 利 益			12,290
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1	1
当 期 純 利 益			12,289

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	4,045	3,823	－	3,823	21	27,271	27,292
当 期 変 動 額							
剰余金の配当						△9,200	△9,200
当 期 純 利 益						12,289	12,289
自己株式の取得							
自己株式の処分			△24	△24			
利益剰余金から資本剰余金への振替			24	24		△24	△24
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	3,064	3,064
当 期 末 残 高	4,045	3,823	－	3,823	21	30,335	30,356

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	△18,903	16,258	16,258
当 期 変 動 額			
剰余金の配当		△9,200	△9,200
当 期 純 利 益		12,289	12,289
自己株式の取得	△0	△0	△0
自己株式の処分	94	70	70
利益剰余金から資本剰余金への振替		－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			－
当 期 変 動 額 合 計	94	3,158	3,158
当 期 末 残 高	△18,808	19,417	19,417

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産……………定額法によっております。主な耐用年数は建物27年～39年であります。
3. 引当金の計上基準
役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当期末における支給見込額に基づき、計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。
当社の収益は子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた経営にかかわる管理・指導を行うことが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識することとしております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識することとしております。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額
関係会社株式 1,090百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、直近の財務数値等を用いて算出した実質価額が取得価額に比して著しく下落した場合には、将来の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理を行うこととしております。関係会社株式の減損処理は不要と判断しておりますが、将来の不確実な経済状況の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な事態により関係会社の経営環境が変化した場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する短期金銭債権 218百万円
関係会社に対する長期金銭債権 216百万円
関係会社に対する短期金銭債務 19百万円
2. 取締役に対する長期金銭債務（役員退職慰労の長期未払金） 168百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額 3百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引	
営業取引（収入分）	13,615百万円
営業取引（支出分）	155百万円
営業取引以外の取引	181百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- 自己株式の種類及び株式数に関する事項
- | | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 19,610,889株 |
|------|-------------|

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	246百万円
長期末払金	53百万円
関係会社株式	83百万円
未払事業税	7百万円
株式報酬費用	33百万円
その他	2百万円
繰延税金資産小計	426百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△246百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△179百万円
評価性引当額小計	△426百万円
繰延税金資産合計	-百万円

(繰延税金負債)

繰延税金負債合計	-百万円
繰延税金資産の純額	-百万円

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	61円19銭
2. 1株当たり当期純利益	38円73銭

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	株式会社日本 M&Aセンター	直接 100%	役員の兼任	経営指導料 (注)1	975	未収入金	132
				出向負担金 (注)1	151	未払金	12

子会社	株式会社 AtoG Capital	直接 100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 (注)2	800	関係会社長期 貸付金	160
						その他	20
				資金の回収	820	—	—
				利息の受取	5	—	—
子会社	AtoG1号 投資事業組合	直接58.8% 間接11.8%	出資	出資の引受	319	その他関係会 社有価証券	217
				投資事業組合 からの分配	1,031	—	—
関連 会社	日本投資ファンド 第2号投資事業 有限責任組合	直接16.7% 間接 0.0%	出資	出資の引受	334	その他関係会 社有価証券	524

- (注) 1. 経営指導料及び出向負担金は、役務提供に対する費用等を総合的に勘案し決定しております。
2. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利等で勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は子会社との貸付契約によっております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の「4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象に関する注記)

(会社分割)

連結注記表「(重要な後発事象に関する注記) (会社分割)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(その他の注記)

(金額の表示単位の変更)

当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社 日本M&Aセンターホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 勝島康博
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉原伸太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本M&Aセンターホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本M&Aセンターホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社 日本M&Aセンターホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 勝島康博

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉原伸太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本M&Aセンターホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役会及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株式会社日本M&Aセンターホールディングス 監査等委員会

監査等委員会委員長 山田善則 ㊞

監査等委員 松永貴之 ㊞

監査等委員 阿部美寿穂 ㊞

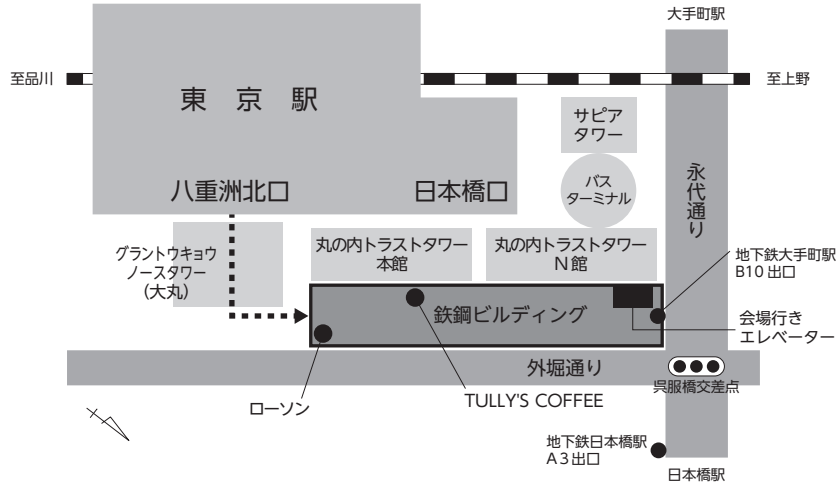
(注) 監査等委員山田善則氏、松永貴之氏、及び阿部美寿穂氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

※株主総会会場を変更しておりますので、お間違えのないようにお越しく下さい。

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
鉄鋼ビルディング22階 会議室



●交通のご案内

- J R …… 東京駅 (八重洲北口)
- 地下鉄 …… 東京駅 (2番出口)
- 地下鉄 …… 大手町駅 (B10番出口)
- 地下鉄 …… 日本橋駅 (A3番出口)

●お問い合わせ先 : 株式会社日本M&Aセンターホールディングス 03(5220)5451

株主総会会場にご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、ご来場の株主様へのお土産の配布をいたしていません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。